

議 案 第 126 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月20日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に準じ、保険料の賦課限度額の引上げ及び軽減基準の変更を行うとともに、共同事業に係る拠出金及び交付金を保険料賦課総額の算定基準に加えることを恒久化するため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第72条の4」を「第72条の5」に改め、「の各号」を削る。

第12条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第15条の5中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第15条の5の9中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第15条の10中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第19条第1項中「510,000円」を「520,000円」に改め、同項第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改め、同条第2項中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第3項中「510,000円」を「520,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改める。

附則第4項から第6項までを削り、附則第7項を附則第4項とし、附則第8項から第16項までを削り、附則第17項を附則第5項とし、附則第18項を附則第6項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松戸市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。